宮崎市告示　第 650 号

宮崎広域都市計画下水道の変更について

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和６年　8 月 26 日
宮崎市長　清山　知憲

記

１　都市計画の種類及び名称
　種類　宮崎広域都市計画下水道
　名称　宮崎公共下水道　排水区域（宮崎港東埠頭地区）

２　都市計画を変更する土地の区域
　（追加する区域）
　宮崎市　港東三丁目の一部

３　縦覧場所
　宮崎市 都市整備部 都市計画課

掲示終了　令和６年 9 月 9 日